

第 9 期

枝幸町分別収集計画

令和元年 6 月

枝 幸 町

1 計画策定の意義

私たちの生産活動や生活の基盤である自然環境は未来世代との共有財産であり、これを次代を担う世代にしっかりと引き継ぐことは、私たちの責任である。

本町のまちづくりの理念は、森と海に象徴される豊かな自然と共生しながら、安定した産業基盤の構築と、住民誰もが潤いのあるいきいきとした生活を送れる北の理想郷をめざすことから、「こころが結ぶ『森と海』優しさと活気あふれる北の理想郷」を将来像として、着実にまちづくりを進めている中、「持続可能な循環型社会の推進」は、基本目標の一つである「豊かな自然と共生するまちづくり」に位置づけられている。

循環型社会を形成するためには、私たちの日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、“ごみを出さない環境づくり”を進めるため、本町として循環型社会の実現と良好な水環境の保全を目標とした「一般廃棄物処理基本計画」を平成27年2月に策定している。

また、廃棄物の処理は、本町と周辺の2町1村で構成する南宗谷衛生施設組合の広域処理システムを基本とし、汚泥再生処理、焼却処理、粗大ごみ処理後、それぞれの最終処分場で埋立処理している。

このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が促進されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示します。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進します。
- ② 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の建設及び廃棄物循環型を考慮した処理システム化を図ります。
- ③ 町民・事業者と協働したごみの減量化・適正処理、リサイクル活動を積極的に進めます。
- ④ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減に努めます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、紙製容器包装、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

本町における容器包装廃棄物の見込み量を表-1に示し、品目ごとの排出量の見込み量を表-2に示します。

表-1 容器包装廃棄物の見込み

単位：t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	749.00	734.00	722.00	710.00	698.00

表-2 品目ごとの排出量の見込み

単位：t/年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	48.00	47.00	47.00	46.00	45.00
アルミ製容器	25.00	25.00	24.00	24.00	24.00
無色のガラス製容器	31.00	31.00	30.00	30.00	29.00
茶色のガラス製容器	41.00	41.00	41.00	40.00	39.00
その他の色のガラス製容器	23.00	22.00	22.00	21.00	21.00
飲料用紙製容器包装	11.00	11.00	11.00	11.00	10.00
段ボール	194.00	188.00	186.00	184.00	180.00
紙製容器包装	74.00	72.00	71.00	70.00	69.00
ペットボトル	41.00	41.00	40.00	39.00	39.00
プラスチック製容器包装	254.00	249.00	244.00	239.00	236.00
うち白色トレイ	7.00	7.00	6.00	6.00	6.00
合 計	749.00	734.00	722.00	710.00	698.00

※各排出量については、枝幸町一般廃棄物処理基本計画より算出

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割と責任を明確にし、行動できる推進体制の構築を図り、環境にやさしいライフスタイルを実践できるよう、子どもの頃からの環境教育・環境学習を推進し、循環型社会の担い手を育成する。

枝幸町廃棄物減量等推進審議会や枝幸町自治会町内会連合会との密接な連携から、町民・事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、3Rを着実に実践し、環境保全と経済活動が調和した持続可能な循環型社会の実現をめざします。

また、排出されたごみの衛生的な収集・運搬や、不適正排出者への取組み強化、啓発活動の充実から適正なごみ処理を推進する。

① 資源ごみ分別排出の徹底

容器包装廃棄物のうち、特に「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」の適切な分別排出を徹底し、リサイクル率の更なる向上に取り組む。

② 環境教育・学習の充実とごみ減量化中長期対策の推進

学校や社会教育の場における環境教育、リサイクルセンターやごみ処理施設等の見学会を活用し、町民の幅広い年齢層に対応した学習機会の提供や、事業者に対する事業系廃棄物の排出者責任などの啓発活動を実施し、ごみ処理の実態、最終処分場の延命化対策、ごみ処理に要する経費の状況について、理解を深める取組みを推進します。

また、更なるごみ減量化に向けて、町民・事業者・行政の協働による新たな「ごみ減量化中長期対策」を進めます。

③ 過剰包装の抑制とマイバックの徹底

商工会との連携から、スーパーマーケットなど小売店での包装の簡素化を図り、EOS放送を積極的に活用したマイバック持参の徹底・普及啓発の強化により、容器包装の使用の合理化を促進します。

④ 転入者を対象にした分別排出の徹底

転勤族の転入が活発化する4月～5月を分別排出の集中徹底期間として、転入者に対する分別排出マニュアルDVDの配布や、EOS放送による分別方法の番組を放映し、分別の徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を表-3左欄に定め、分別収集に対する町民の協力しやすさ、行政が有するリサイクルセンター、収集運搬器材等を勘案し、収集に係る区分は、表-3右欄のとおりとします。

表-3 種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る区分
主としてスチール製 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色・茶色・その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック 段ボール以外の紙製容器包装

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表-4 適合物ごとの量

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてスチール製容器	48.00 t	47.00 t	47.00 t	46.00 t	45.00 t
主としてアルミ製容器	25.00 t	25.00 t	24.00 t	24.00 t	24.00 t
無色のガラス製容器	合計 31.00 t	合計 31.00 t	合計 30.00 t	合計 30.00 t	合計 29.00 t
	引渡量 31.00 t	引渡量 31.00 t	引渡量 30.00 t	引渡量 30.00 t	引渡量 29.00 t
茶色のガラス製容器	合計 41.00 t	合計 41.00 t	合計 41.00 t	合計 40.00 t	合計 39.00 t
	引渡量 41.00 t	引渡量 41.00 t	引渡量 41.00 t	引渡量 40.00 t	引渡量 39.00 t
その他ガラス製容器	合計 23.00 t	合計 22.00 t	合計 22.00 t	合計 21.00 t	合計 21.00 t
	引渡量 23.00 t	引渡量 22.00 t	引渡量 22.00 t	引渡量 21.00 t	引渡量 21.00 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	11.00 t	11.00 t	11.00 t	11.00 t	10.00 t
主として段ボール製容器	194.00 t	188.00 t	186.00 t	184.00 t	180.00 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 74.00 t	合計 72.00 t	合計 71.00 t	合計 70.00 t	合計 69.00 t
	引渡量 74.00 t	引渡量 72.00 t	引渡量 71.00 t	引渡量 70.00 t	引渡量 69.00 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定めるためのものプラスチック製容器包装	合計 41.00 t	合計 41.00 t	合計 40.00 t	合計 39.00 t	合計 39.00 t
	引渡量 41.00 t	引渡量 41.00 t	引渡量 40.00 t	引渡量 39.00 t	引渡量 39.00 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 254.00 t	合計 249.00 t	合計 244.00 t	合計 239.00 t	合計 236.00 t
	引受量 247.00 t 独自処理 7.00 t	引受量 242.00 t 独自処理 7.00 t	引受量 238.00 t 独自処理 6.00 t	引受量 233.00 t 独自処理 6.00 t	引受量 230.00 t 独自処理 6.00 t
うち白色トレイ	合計 7.00 t	合計 7.00 t	合計 6.00 t	合計 6.00 t	合計 6.00 t
	独自処理 7.00 t	独自処理 7.00 t	独自処理 6.00 t	独自処理 6.00 t	独自処理 6.00 t

表 - 5 再資源化の方法

○特定分別基準適合物

品 目 名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色のガラス製容器	指定法人	
茶色のガラス製容器	指定法人	
その他のガラス製容器	指定法人	
ペットボトル	指定法人	
プラスチック製容器包装	指定法人	
紙製容器包装	指定法人	
白色トレイ	回収業者	溶融処理

○第2条6項物

品 目 名	再資源化の方法等
スチール製容器	北海道内の金属回収業者へ売却
アルミ製容器	北海道内の金属回収業者へ売却
飲料用紙製容器包装	北海道内の古紙回収業者へ売却
段ボール	北海道内の古紙回収業者へ売却

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

表 - 6

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7,856人 (対前年度比) 98.5%	7,741人 (対前年度比) 98.5%	7,627人 (対前年度比) 98.5%	7,516人 (対前年度比) 98.5%	7,406人 (対前年度比) 98.5%

※枝幸町一般廃棄物処理基本計画に基づく予想人口

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、委託業者が現行の収集体制を活用して行う。なお、例年実施している町内中学3校で分別収集は、引き続き実施のこととする。

11 分別収集の用に供する施設整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、枝幸地区と歌登地区にそれぞれリサイクルセンターを有しており、枝幸リサイクルセンターでは、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類、缶（スチール・アルミ）、ペットボトル、空きびんを、歌登リサイクルセンターでは、缶（スチール・アルミ）、ペットボトル、空きびん、発泡スチロール、白色トレイについて、選別・圧縮・梱包・保管しているが、両施設の効率的な運用を図るため、令和2年度を目途に缶（スチール・アルミ）、ペットボトルの中間処理を枝幸リサイクルセンターに集約し、空きびんの中間処理を歌登リサイクルセンターに集約し、不足する空きびんの保管施設を増設する。

表 - 7 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶類	専用回収ネット	多室型分別収集車及び平ボディ車	リサイクルセンター（選別・圧縮・保管）	
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	びん類		専用回収BOX	平ボディ車	ストックヤード
茶色のガラス製容器					
その他の色のガラス製容器					
飲料用紙製容器	紙バック		専用回収BOX	多室型分別収集車及び平ボディ車	リサイクルセンター（選別・圧縮・保管）
段ボール	段ボール	束ね縛る			
紙製容器包装	紙バック・段ボール・古紙類を除くもの	指定袋			
ペットボトル	ペットボトル	専用回収ネット	平ボディ及びバッカー車		
プラスチック製容器包装	白色トレイ・プラスチック製容器包装	指定袋			

上記以外の搬入	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
新聞紙・雑誌 オフィス用紙等	古紙類	束ね縛る	平ボディ車	リサイクルセンター（選別・圧縮・保管）
使用済小型家電	小型家電	専用回収BOX	拠点収集及び対面回収（平ボディ車）	リサイクルセンター（選別・保管）
衣類等繊維	古着			
剪定枝	剪定枝	長さ80cm以内直径30以内に束ね縛る	平ボディ車	専用の作業場（チップ化・一時保管）

表 - 8 分別収集計画に必要な施設計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様	
枝幸リサイクルセンター	缶類・びん類・紙類・ペットボトル・発泡白色トレイ・プラスチック	建築面積 1,180.47 m ² 鉄骨造・平屋 ストックヤード含む トラックスケール 30 t	
	選別・圧縮設備	缶類 スチール缶・アルミ缶 缶自動選別機 能力：0.45 t/h 台数：1 基 缶圧縮設備 能力：0.45 t/h 台数：1 基	
	びんストックヤード	びん類 無色・茶色・その他ガラスびん 手選別 84 m ² 3 区画	
	圧縮梱包機	ペットボトル	圧縮梱包設備 能力：0.1 t/h 台数：1 基
		プラスチック製容器包装	圧縮梱包設備 能力：0.2 t/h 台数：1 基
		紙製容器包装・段ボール	圧縮梱包設備 能力：0.59 t/h 台数：1 基
	半自動梱包機	雑誌・古紙 半自動梱包機 能力：0.1 t/h 台数：2 台	
歌登リサイクルセンター	缶類・びん類・ペットボトル・発泡白色トレイ	建築面積 198 m ² 鉄骨造・平屋 トラックスケール 30 t	
	選別・圧縮設備	缶類 スチール缶・アルミ缶 缶自動選別機 能力：6,000 個/h 台数：1 基 缶圧縮設備 能力：0.16 t/h 台数：1 基	
	びんストックヤード	びん類 無色・茶色・その他ガラスびん 手選別 50 m ² 3 区画	
	圧縮梱包機	ペットボトル 圧縮梱包設備 能力：0.06 t/h 台数：1 基	
	資源物保管格納庫	紙類 発泡白色トレイ 建築面積 117 m ² 鉄骨造り	
	梱包設備	紙類 紙バック・段ボール 紙類梱包機 台数：2 台	
	発泡減容機	発泡白色トレイ 減容設備 能力：0.1 t/h 台数：2 基	
	資源物保管ヤード	ブロック保管・缶・びん・ペットボトル・発泡インゴット保管 D 型ハウス 鉄骨造 97 m ²	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、更なるごみ減量化に向けて、町民・事業者・行政の協働による新たな「ごみ減量化中長期対策」を着実に進めるため、次の取組みを実施する。

【各種調査試験・研究】

① 雑紙類分析調査

現在「燃やせるごみ」(40ℓ1枚60円)に分別され、「紙製容器包装類」(40ℓ1枚20円)に混入されている紙類のうち、「はがき・封筒・日めくりカレンダー・シュレッダーにかけた紙・トイレットペーパーやラップの芯」など、ティッシュなどの汚れた紙屑以外のもので、引き取り可能な雑紙類を確認し、枝幸リサイクルセンターにおいてサンプル調査を実施する。

② 分別不適合調査

分別不適正排出者への取組みを継続し、資源ごみ、特に「プラスチック製容器包装類」、「紙製容器包装類」に混入されている「一般ごみ」のサンプル調査を実施し、潜在する「資源ごみ」の把握により、効率的なごみ減量化の取組みを進める。

- ・ごみ処理手数料の見直しの間接的な根拠資料
- ・潜在的なりサイクル率の把握
- ・分別に対する意識度合いの把握(適正排出と不適正排出の把握)
- ・CMなど各種啓発活動の根拠資料

③ 金属類

現在「燃やせないごみ」に分別されている金属類で、特に鍋・やかん・フライパンなど比較的汚れの少ないものについて、鉄類のリサイクル品目として追加することができないか、サンプル調査を行い検討する。

- ・金属類を分別品目として追加するか否かの判断材料
- ・適正排出者に対する間接的料金負担の減と分別排出への意識向上
- ・燃やせないごみの収集回数(現在月2回)を1回に減らし、収集運搬業務委託料を節減。

【具体的なごみ減量化対策】

① 分別品目の追加

前回の資源ごみ3品目を追加してから5年が経過し、リサイクルセンターでの前処理状況と、各種長期業務委託の次期更新にあたる令和2年

度に向けて、前述の調査・研究を踏まえて、新たに資源ごみとして追加可能な品目として「雑紙類」と「金属類」の追加を検討し、適正排出者に対しては間接的にごみ処理手数料の軽減が図られ同時に、収集委託経費の節減につなげる取組みとして実施する。

② ごみ処理手数料の見直しについて

枝幸町の「ごみ有料化」は、平成12年6月1日から開始し全道的に見ても早い段階で導入している。有料化を導入した目的は、①排出抑制・公平性の確保・再生利用の推進、②町民や事業者の意識改革として導入しており、ごみ処理経費に対する応分の負担としての位置付けではない。

また、前回の見直しの議論・決定のプロセスを踏まえ、前述の分別品目追加の可能性、最も重要な視点である有料化を導入した目的としての再整理のため、「分別不適合調査」結果を用いて、排出抑制や公平性の確保、再生利用の推進、意識改革など、全体の要素を勘案しつつ、判断することとする。

③ 資源化業務の集約化と施設整備

歌登地区の資源ごみ排出量と歌登RCの機械設備の老朽化の現況を踏まえ、資源化業務のさらなる効率的な運用を図るため、業務の集約化を図り、これに伴う必要な施設整備を実施する。

<集約する資源ごみ>

1. 空き缶・ペットボトル：R2.4.1～枝幸RCに業務集約
2. 空き瓶：R2.4.1～歌登RCに業務集約

<必要な施設整備>

1. 歌登RC空き瓶ストックヤード設置工事

④ 分別ルール・マナーの向上対策

1. ごみの分別ルール・マナー啓発の重点期間を設定：毎年6月～7月4月～5月に集中する転入転出の時期が落ち着く2ヶ月を集中的な啓発重点期間に設定し、転入者・不適正排出者など広く町民への周知徹底を図る。

- ・EOS放送を活用したCMによる周知
- ・各事業者への文書による通知
- ・不適正排出者への指導強化月間に位置付けた取り組みの推進

2. ごみ分別マニュアルのリニューアル

- ・R2.4.1からの分別品目の追加や収集曜日等の変更
- ・現在のマニュアル導入から5年経過による内容精査

3. ごみ減量化のスローガン募集

- ・「ごみ減量 すてきな未来へ まず一歩」に替わるスローガンの募集
(小学生あるいは小中学生を巻き込んだ展開による意識高揚)
- ・スローガンの変更による各種啓発物への掲載使用(塵芥車・カレンダー等)